

鳥取東高等学校いじめ防止基本方針

鳥取県立鳥取東高等学校

1 本校のいじめ防止とは

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）の第2条に規定されているいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と記されている。

本校では、まず、安全で安心して学校生活を送れる学校づくりを推進しており、とりわけ、いじめは絶対に許さないという姿勢を全教職員が共有し、教育活動を行っている。いじめによる被害を受けたり、いじめを目撃した場合も抱え込まずに知らせしてほしい、必ず守るというメッセージは出し続けている。年間で2回実施しているhyper-QU、同じく2回実施しているいじめアンケート、日々実施している個別面談等で実態把握に努めている。いじめは許されないという意識の高さうかがわれるが、中には、冷やかしかからかいを受けた、仲間に見捨てられた、という訴えをしてくる生徒もおり、その都度、学校として、問題解決のために速やかな対応に努めているところである。

学校評価アンケートからも、本校の教育実践については満足されている保護者が大多数であるが、今後も、生徒に関する情報を学校と保護者間でしっかり共有し、生徒や保護者の願いが叶う学校教育を一層進めていかなければならない。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 校内体制

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「鳥取東高等学校いじめ防止対策検討委員会」（以下、「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

「いじめ対策委員会」の構成員は以下のとおりであり、校長を委員長とし、保健部が主管する。

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健体育主事 人権教育主任、学年主任、養護教諭
--

ただし、「鳥取東高等学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成や検証を行

う場合には、保護者代表と生徒代表に会議への出席を求める。また、事案の内容を考慮し、委員長が必要と認める場合は、他の教職員、スクールカウンセラー、スクールサポーターにも会議に加わっていただくとともに、県教育委員会教育総務課が所管する「子どもの悩みサポートチーム」に外部の専門家の派遣を要請する。

(2) いじめの未然防止のための取組

①いじめについての共通理解

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられる側にも問題があるという考えは絶対に容認できない」という理解を、学校全体（全教職員・全生徒）で共有する。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

上記①の共通理解のもと、教職員にあつては、校内研修や職員会議において個々の生徒の情報交換を行う。また、生徒に対しては、LHRや学校行事等をとおして協働することの大切さや他者を認める姿勢の涵養に努める。

併せて、年度当初の職員研修において、本校における道德教育の全体計画の周知を図る。また、生徒を対象にしたケータイ・インターネットの利用についての講演会やPTAと連携した保護者対象の研修会を開催し、情報モラルについての啓発活動を強化する。

③いじめが生まれる背景と指導上の留意点と自己有用感や自己肯定感の育成

すべての生徒が安心・安全に過ごせる学校づくりを、全教職員で推進していく。そのために、教員個々の授業実践において、生徒が参加・活躍できる場を提供し、生徒の自己有用感や自己肯定感の育成を図る。そして、地域や家庭との連携をとおして、生徒自身の居場所や認められる場の設定に努めたい。また、ストレスを生まない、あるいは少々のストレスに耐えられる生徒を育てることに心がける。なお、教員による生徒を傷つけるような不用意な言動は厳に慎まなければならない。

④自らいじめについて学び、取り組む

一人一人の生徒が、人権教育や生徒会活動をはじめとする教育活動全体をとおして、互いの違いを認め合える人間関係や学校風土を構築していくためには、それらの活動に主体的に取り組んでいくことが大切であり、そういう生徒の育成に力を入れる。

3 いじめの早期発見に向けて

いじめの早期発見には、日頃の生徒の観察、生徒情報に対してアンテナを高くすること、少しでも違和感がある場合は速やかに対応することが必要である。

具体的には、①朝の健康観察、②授業中の生徒の表情や動作、③遅刻や欠席の増加、④担任会・学年会での情報交換、⑤定期・不定期の個人面談、⑥保健室・相談室・部顧問等からの情報収集、⑦こまめな家庭連絡、⑧アンケート調査等が考えられる。

また、気になる変化や行為等があった場合、簡単な記録（5W1H）を残し、担任団で共有するとともに、管理職への報告を怠らないことが大切である。

4 発見したいじめへの組織的な対応

いじめ委員会では、発見されたいじめに対していじめの程度や状況によって「平常時の対応」か「重大事態発生時の対応」かという見極めを行う。

その際、学校だけでは判断しかねる場合は、県教育委員会内にある「いじめ・不登校総合対策センター」に相談し、判断を仰ぐものとする。

なお、ここでいう「重大事態」とは、①いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき、②いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、をいう。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(1) 平常時の対応

- ①いじめの疑いのある情報の発見者・対応者は、状況（何が起きていて、どのように対応したか）を管理職に報告する。
- ②報告を受けた管理職は、いじめの疑いのある情報を確認する。また、必要に応じて県教育委員会に相談する。
- ③いじめが疑われる場合は、直ちに「いじめ対策委員会」を開催する。そこでいじめであると判断された場合は、組織として被害・加害生徒への支援・指導を行う。同時に、関係生徒（被害・加害とも）の家庭訪問等を行い、保護者に事実関係を伝えるとともに、学校との連携方法について話し合い、理解を得る。
- ④特設LHRや学年集会等で、事案の説明を行い、いじめはどのような理由があっても許されない行為であるということをしっかり考えさせる。併せて、いじめを見たりいじめではないかというような場面に出会ったときは、たとえそれを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

(2) 重大事態発生時の対応

- ①重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。同時に、学校は県教育委員会に対し、重大事態が発生した旨の報告をする。
- ②事実関係の調査に当たっては、重大事態発生時にその調査を依頼するための組織である、「いじめ重大事態調査委員会」（以下、「調査委員会という。」）に依頼する。事案に応じて外部からの専門家の派遣が必要な場合には、県教育委員会と協議する。
- ③学校は、被害生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ④県教育委員会はもとより、所轄警察署への相談・通報や外部専門機関の援助を求めながら、事案の解決に努める。
- ⑤県教育委員会へ調査結果の報告をする。
- ⑥被害生徒及びその保護者に対し、調査結果の報告と今後の対応を説明し、理解を得る。

- ⑦加害生徒への継続指導を行う。
- ⑧被害生徒への寄り添いと、継続的な心のケアを行うとともに、定期的に保護者に適切な情報を提供する。
- ⑨全校集会、特設LHR等で、改めていじめについて考えさせる機会を設ける。いじめは人として許されない行為であること、決して他人事ではなく生徒一人一人の問題であることを自覚させ、いじめ根絶に向けて全校を上げて取り組んでいく。併せて、いじめアンケートを月に1回以上実施し、情報収集に努める。

5 関係機関等との連携

いじめ防止の取組やいじめが発見されたときに連携する関係機関については、以下のとおりとし、この他に連携や対応が必要な機関があれば、速やかに連携ができるようにする。

(1) 県教育委員会との連携

いじめ問題全体に対する相談、報告
重大事態が発生した場合

(2) 県警察本部

生徒が自殺を企図した場合
身体に重大な傷害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合

(3) 児童相談所

加害生徒の家庭の教育力に問題がある場合

(4) 法務局

インターネット上でのいじめが疑われる場合

(5) 子どもの悩みサポートチーム

いじめ防止等の対策のための組織のメンバーの派遣
重大事態発生時の調査のための専門家の派遣

(6) いじめ問題検証委員会（人権局）

重大事態発生時の調査のための指導助言

(7) 専門家（精神科医、臨床心理士、弁護士等）

生徒が自殺を企図した場合
精神性の疾患を発症した場合
被害生徒又は保護者が学校を相手に訴訟を起こした場合

(8) 地域（PTA等）

いじめに対する情報提供